

No.	質問	回答
1	現在の食費から変更しなければ何もしなくていいのですか。	貴見のとおりです。
2	食費に掛かる光熱費ってどうやって算出するの？ぜひ教えてください。	光熱水費が算出不可能であれば、食材料費等のみで額の設定をしてください。 なお、算出方法の詳細までは定めておらず、事業所にお任せしております。
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定根拠資料の入力方法は理解できました。</li> <li>・ただちに、このシートを活用して費用を出しますか？必須でしょうか？</li> <li>・算出した際、その費用の値が現在徴収している額と乖離があった場合は今更感もあり利用者さんやCMさんの理解(値上げするのかと問い詰められます)が得られそうにありません。高かった場合は、これまでの額で大丈夫でしょうか？</li> </ul>	<p>食事の提供に要する費用の方が、徴収額よりも高い場合は、これまでの額で問題ないと考えます。</p> <p>費用を変更する場合に、添付資料として「算定根拠資料」を求めており、その際にご活用いただければと思います。</p>